

(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例(素案)について

1 趣旨

米政策改革に伴う産地間競争の激化、高齢化に伴う農業就業人口の減少、頻発する異常気象等、本県農業を取り巻く環境はこれまでに大きく変化しており、さらに農業系廃プラスチックの処理や農業濁水等の環境問題が顕在化する状況にある。

このため、こうした情勢変化や課題に対応し、多様な農業者が意欲と誇りを持って農業に取り組む環境づくりや持続的で生産性の高い農業を推進することにより、本県農業の健全な発展に資することを目的とする。

2 検討の経過

令和元年(2019年)

10月 4日 環境・農水常任委員会(新たな条例の方向性等について説明)

18日 JA営農・農政担当部課長会議
(条例の方向性等について説明・意見聴取)

11月11日 第1回滋賀県農業・水産業基本計画審議会
(条例の方向性等について説明・意見聴取)

12月13日 環境・農水常任委員会(条例骨子原案について説明)
24日 JA営農・農政担当常勤役員会議
(条例骨子原案について説明・意見聴取)

令和2年(2020年)

1月29日 第2回滋賀県農業・水産業基本計画審議会
(条例骨子原案について説明・意見聴取)

3 今後の予定

令和2年(2020年)

3月10日 環境・農水常任委員会(条例素案について説明)

3月 地域別意見交換会(条例素案について説明・意見聴取)

4月 第3回滋賀県農業・水産業基本計画審議会
(条例素案について説明・意見聴取)

5月頃 環境・農水常任委員会(条例原案について説明)

6～7月 県民政策コメント

9月 条例案提案

【(仮称)持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例コンセプト】

農を通して県民が感じる「幸せ」

農業に従事・関係するすべての人が意欲と誇りを持っている
滋賀の安全・安心な農産物を身近な所で購入できる
美しい景観、良好な環境のもとでの暮らしが実現している

滋賀の農業生産が続いている状態・姿

- ・ 認定農業者、集落営農、新規就農者が経営感覚を身に付け、経済的な豊かさを得ている（儲かる）
- ・ 兼業農家、自給的農家等がやりがいを感じ、生き生きと農業に従事している
- ・ 農業に関わりを持つ様々な年代・立場の人が増え、農村が活気づいている
- ・ 滋賀の農作物が安定して生産され、産地としての信頼を得ている
- ・ 琵琶湖およびその周辺地域の環境が農の営みによって良好に維持されている
- ・ 滋賀の食に魅力を感じ、選び、購入する消費者が増えている

持続的で生産性の高い滋賀の農業の推進（生産面に焦点を当て）

環境変化に柔軟に対応することで 生産力を最大化(向上)

多様な農業者
等の確保

需要に応じた
農産物の生産

革新的技術等
の体系化と
普及

主要農作物の
種子生産と
安定供給

近江の伝統
野菜等の遺伝
資源保護

気候変動に
適応する安定
栽培技術の
開発と普及

滋賀の気候
風土に合った
品種の育成・
選定と普及

育成品種等の
知的財産の
保護

琵琶湖およびその周辺 地域の環境保全に配慮

農業濁水対策

農業系
廃プラスチック
対策

変化していく要素(将来を拓く)

農業従事者

農業技術

良好な状態で維持する要素 (将来へ継承)

環 境

滋賀の農業を取り巻く情勢の変化・課題

高齢化、儲かって
いないことによる
農業就業人口の減少

米消費の減退による
産地間競争の激化
食の安全・安心へのニーズ
の高まり（高付加価値化）

異常気象によ
る生産性への
影響

農業濁水
の
流出防止

農業系
廃プラス
チックの
排出抑制

(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例 素案

前文

滋賀の農業の果たしてきた役割や、条例制定のねらい、農業者の収益力の向上、琵琶湖等の環境保全などの条例の目指すべきところを記載

目的

(第1条) この条例は、持続的で生産性の高い滋賀の農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業を推進し、もって本県農業の健全な発展に資することを目的とする。

定義

(第2条) 「農業者等」、「主要農作物等」、「近江の伝統野菜等」

基本理念

- (第3条) 持続的で生産性の高い農業の推進は、農地の生産力が最大限引き出されることにより、収入を得る機会の拡大が図られることその他の多様な農業者等が意欲と誇りをもって農業を営むことができる環境の整備に資することを旨として行われなければならない。
- 2 持続的で生産性の高い農業の推進は、地球温暖化その他の気候の変動に起因する農業生産への影響に積極的かつ効果的に対応するとともに、琵琶湖及びその周辺地域の環境の保全に配慮することを旨として行われなければならない。
 - 3 持続的で生産性の高い農業の推進は、県、農業者等、農業関係団体および県民が適切な役割分担の下に連携し、および協働することを旨として行われなければならない。

関係者の責務・役割

県の責務

(第4条) 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施する。

2 県は、国および市町と連携を図るとともに、農業者等および農業関係団体と協働するよう努める。

農業者等および農業関係団体の役割

(第5条) 農業者等および農業関係団体は、基本理念にのっとり、持続的で生産性の高い農業に主体的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に積極的に協力するよう努める。

県民の理解と協力

(第6条) 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで持続的で生産性の高い農業に関する理解を深め、持続的で生産性の高い農業により生産される農産物を消費するなど、当該農産物の積極的な利用に取り組むよう努める。

具体的な施策等

需要に応じた農産物の生産【基本理念1】

(第7条) 県は、立地条件、土壌条件等の地域の特性を生かした農業を促進し、需要に応じた農産物の生産、品質確保のための技術の開発と普及に努める。

多様な農業者等の確保【基本理念1】

(第8条) 県は、認定農業者、認定就農者、集落営農組織等をはじめ、意欲と誇りを持って農業に取り組む多様な農業者等を確保するため、必要な施策を講ずる。

革新的技術等の体系化とその普及【基本理念1・2】

(第9条) 県は、ICT技術を活用したスマート農業等の革新的技術等を体系化し、その普及に努める。

主要農作物等の種子生産と安定供給【基本理念1】

(第10条) 県は、主要農作物等の優良種子の安定的な生産と供給に関する施策を講ずる。

近江の伝統野菜等の遺伝資源の保護【基本理念1】

(第11条) 県は、近江の伝統野菜等について、遺伝資源として種子保存するための施策を講ずる。

気候変動に適應する安定栽培技術の開発とその普及【基本理念2】

(第12条) 県は、気候変動に適應するための農作物の栽培、土づくりおよび施設の耐候性に関する技術の開発と普及に努める。

滋賀の気候風土に合った品種の育成・選定とその普及【基本理念1、2】

(第13条) 県は、地域の気候風土に合った主要農作物等の品種の育成、選定および普及に努める。

育成品種等の知的財産権の保護【基本理念1】

(第14条) 県は、職務発明による育成品種等に係る知的財産権を適切に保護するとともに、県民による優先的利用を促進する。

環境保全対策の推進【基本理念2】

(第15条) 県は、琵琶湖およびその周辺環境の保全に資するため、農業濁水の流出防止および農業系廃プラスチックの排出抑制に関して必要な施策を講ずる。

2 農業者等は、第1項の施策に協力し、農業濁水の流出防止を適切に実施し、および農業系廃プラスチックの排出抑制に努める。

3 農業関係団体は、第1項の施策に協力し、前項の農業者等の取組を支援するよう努める。

推進体制の整備【その他】

(第16条) 県は、持続的で生産性の高い農業に関する施策を推進するための効率的な体制の整備に努める。

人材の育成【その他】

(第17条) 県は、持続的で生産性の高い農業に関する施策を推進するために必要な普及指導、試験研究等を行う人材の育成に努める。

財政上の措置【その他】

(第18条) 県は、持続的で生産性の高い農業に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

付 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。